

答 申 書

事件番号令和 6 年度第 5 号  
答申日令和 7 年 1 月 29 日  
山形県行政不服審査会

第 1 審査会の結論

審査請求人 ○○（以下「審査請求人」という。）が令和 6 年 2 月 22 日に提起した処分庁（山形県知事）による特別児童扶養手当額改定請求却下処分（令和 6 年 1 月 18 日付け特別児童扶養手当額改定請求却下通知書によるもの。以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという審査庁（山形県知事）の主張は、妥当である。

第 2 事案の概要等

本件は、処分庁が令和 6 年 1 月 18 日付け○○号による特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和 39 年厚生省令第 38 号。以下「規則」という。）第 19 条第 2 項の規定に基づいて行った本件処分に対し、令和 6 年 2 月 22 日に審査請求人が「就学前につき、現時点では障害の状態を判定する時期にありませんので、非該当とします。」との理由による却下は実態に欠ける等と主張して、処分の取消しを求める事案である。

第 3 事実関係

1 関係法令等の定め

- (1) 特別児童扶養手当は、特別児童手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。）に基づき、精神又は身体に障害を有する児童について支給するものであり、当該児童が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号。以下「令」という。）別表第 3 の 1 級又は 2 級に該当する程度の障害の状態にあると認定された場合に支給される。

規則第 1 条により、同手当に係る認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書に支給対象障害児が上記の程度の障害の状態にあることに関する医師の診断書等を添えて提出することによって行わなければならないとされ、第 19 条第 2 項において、「都道府県知事は、手当の額の改定の請求があった場合において、改定すべき事由がないと認めたときは、特別児童扶養手当額改定請求却下通知書（中略）を受給者に交付しなければならない。」と規定している。

- (2) 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 3 における障害の認定について」（昭和 50 年 9 月 5 日児発第 576 号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 3

における障害の認定要領」(以下「認定要領」という。)2(4)は、「障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書(中略)及び特定の傷病に係るエックス線直接撮影写真(以下「診断書等」という。)によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえで適正な認定を行うこと。」と規定している。

- (3) 令別表第3の1級又は2級に該当する障害の程度について、局長通知別添1「特別児童扶養手当 障害程度認定基準」(以下「認定基準」という。)第7節の1は、「精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定する。」と規定している。

また、同節2E発達障害(3)は、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの」を障害の程度1級、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」を2級と規定している。

- (4) 認定要領3(1)により、都道府県又は指定都市においては、児童の障害の状態を審査するために必要な医師(以下「障害認定審査医」という。)を置くこととされている。

## 2 処分内容及び理由

処分庁は、障害認定審査医による審査の結果、対象児童は令別表第3に定める障害の状態には該当しないと判断されたため、規則第19条第2項に基づき本件は特別児童扶養手当額改定請求却下処分に該当すると判断し、審査請求人に通知して本件処分を行った。

## 3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

令和6年2月22日、審査請求人から審査請求書が提出された。

令和6年3月15日、審理員が指名された。

令和6年3月22日、処分庁より弁明書が提出された。

令和6年4月18日、審査請求人より反論書が提出された。

令和6年5月9日、審理員より処分庁へ質問書が送付された。

令和6年5月27日、処分庁より審理員へ質問への回答が提出された。

令和6年7月18日、審理員より審理員意見書が提出された。

令和7年1月8日、当審査会において審議を行った。

## 第4 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張の要旨

対象児童について、「就学前につき、現時点では障害の状態を判定する時期にあり

ませんので、非該当とします。」との理由による却下は、以下の理由から実態に欠ける。「就学前で判定する時期にない」とする場合、その根拠や明確な理由の提示を強く希望するとともに、本件処分の取消しを求める。

ア 全国的に未就学児を対象に特別児童扶養手当が支給されているケースは少なくなく、山形県内でも3歳から受給している事例がある。

イ 国では発達障害支援法において、発達障害の早期発見を推奨している。自閉スペクトラム症との診断がついている未就学児に対する対応として、国の方針と矛盾している。

ウ 発達障害に係る認定要領において、「その症状が通常低年齢において発現するものをいう。」と規定しているにもかかわらず、「就学前で判定する時期にない」という発言は矛盾する。

エ 認定要領において、「発達障害については、(中略)日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う。」と規定している。提出した医師の診断書の内容は一切触れず、「就学前」を理由に却下するのは認定要領に反している。

オ 主治医意見書で令和3年1月より自閉スペクトラム症の診断があり、それに基づき施設での療育等が開始されている。

カ 令和6年4月から、小学校の特別支援学級への進学が決まっている。

## 2 処分庁の主張の要旨

処分庁が委嘱している障害認定審査医は、額改定請求書に添付された特別児童扶養手当認定診断書(以下「診断書」という。)では、対象児童が就学前で判定する時期がなく、令別表第3に定める障害の状況には該当しないと判定した。

処分庁は、上記障害認定審査医の医学的判断に基づいて本件処分を行ったものであり、本件処分は適当である。

## 第5 審理員意見書の要旨

### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 2 審理段階における論点整理

本件処分を行う基準のうち、就学前で判定する時期ではないという処分理由については、基準に該当するか否かが直ちに明らかであるとまでは言えず、審査請求人も争っているため、この点を判断する必要がある。

### 3 審理員意見書の理由

(1) 対象児童の状態は自閉スペクトラム症の特性が見られるものの、令和5年12月8日診断時点では未就学であり、実際の社会生活上(特に児童の場合は学校生活)においてどれ程の障害や影響があるか判断しかねるため、現時点では判断できず却下とした。

(2) 審査請求人の反論書により提示された事実によって判定に変更が生じる可能性

があるか障害認定審査医に質問を行ったところ、「発達障害というのは、その特性だけで判断するものではない。実際の社会生活上（特に児童の場合は学校生活）においてどれ程の障害や影響があるかを見て判断するため、審査時点では未就学であり判断が非常に難しく、判断する時期にないと判定するのは妥当である。」との回答を得た。

(3) 対象児童が令和6年4月からは特別支援学級進学が決定していることについて、認定要領2(4)により障害の認定は診断書によって行うこととされており、診断書への記載がない事項についてはまでは考慮できない。

(4) 本件処分は、局長通知で規定されている障害認定審査医による医学的判断に基づいて行われたものであって、処分庁は、規則第19条第2項に基づき、改定すべき事由がないと認めたことについて、特別児童扶養手当額改定請求却下通知書を審査請求人に交付しており、手続上も違法又は不当な点は認められない。

以上より、本件処分は、法令等の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は認められない。

## 第6 審査会の判断

### 1 審理手続について

審査庁による審理員の指名及び審理員による審理手続は、行政不服審査法第9条第1項及び第2項、第29条第1項、第2項及び第5項等の規定に基づき適正に行われたものと認められる。

### 2 論点整理

未就学児であった本件対象児童の障害の状態について、就学前であることを主な理由として令別表第3に定める障害の状態に該当しないと判断した本件処分が適正に行われたか判断する必要がある。

### 3 論点に対する判断

(1) 本件診断書の「現症」に係る記載のうち、⑦知能障害等についてI Qが108であり、知的水準は平均の範囲内であると記載されていることが認められる。

また、①障害の原因となった傷病名について「自閉スペクトラム症」、⑦について、集団生活や対人面では困難が生じる可能性があると記載されており、⑧発達障害関連症状について、集団活動ができず、癩癩を起す、こだわりが強い、⑬日常生活能力の程度について、食事、入浴に関して「全介助」、洗面、排泄に関して「半介助」、衣服に関して「着れない」、危険物に関して「特定の物、場所は分かる」、睡眠に関して「夜眠らず騒ぐ」、⑭要注意度について「常に嚴重な注意を必要とする」、⑮医学的総合判定について「集団生活および日常生活において、個別の配慮を要する」と記載されていることが認められる。

(2) 本件審理手続において、審理員が障害認定審査医の意見を聴取したところ、以下の理由により、審査結果に変更が生じる可能性はないとの回答を得たことが認められ、これらの意見について不合理な点は認められない。

ア 対象児童は、自閉スペクトラム症と診断されており、精神障がいと区分されるものである。

イ 未就学児でも支給されているケースについては明らかな知的障がいや発達障がいがある場合であり、今回の診断については、明らかに判断できるというものではない。

ウ 国で推奨している発達障がいの早期発見については、勿論推奨されるべきであるが、発見で判明するのは自閉スペクトラム症の特性であり、発達障がいについてはその特性だけで判断するものではない。

臨床的に明らかな障がいがある場合、実際の社会生活上（児童の場合は学校生活）においてどれ程の障がいや影響が出ているのかを見て判断するため、未就学児では判断が非常に困難である。

エ 対象児童は自閉スペクトラム症の特性が認められるため、実際の社会生活上での障がいや影響に鑑みて、改めて特別児童扶養手当の支給の有無を判断すべきとして、令和5年12月8日診断時に未就学児のため判断する時期にないと判定するのは妥当である。

(3) 本件処分は、障害認定審査医において、本件診断書に係る事実を総合的に考慮した結果、対象児童について、明らかな知的障がいと認められず、発達障がいと認められる自閉スペクトラム症の特性が認められるものの、明らかな発達障がいと認められる状況に至らなかったため、実際の社会生活上での障がいや影響に鑑みて、改めて特別児童扶養手当の支給の有無を判断すべきと医学的に判断し、当該判断に基づいて処分庁が額改定請求を却下したものである。

前記第3の1(2)に記載のとおり、認定要領2(4)により、障害の認定は診断書等によって行うこととされているところ、本件診断書の記載から、対象児童について一定の配慮が必要であることが認められる。しかしながら、明らかな知的障がいや発達障がいの認められない未就学児においては、認定基準に定める障害の状態に該当するか否かにかかわらず、年齢相応の対応として、介助等の配慮が必要となる場合があるものと認められるため、実際の社会生活上、すなわち学校生活における障がいや影響に鑑みて、改めて特別児童扶養手当の支給の有無を判断すべきとして、令別表第3に定める障害の状態にないと判定した障害認定審査医の判断に不合理な点は認められない。

(4) また、認定要領2(4)によると、診断書等のみでは障害の認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえで適正な認定を行うこととされているところ、本件では認定基準に定める障害の状態に該当するか判断するためには実際の社会生活上での障がいや影響を考慮する必要があることについて診断書の記載から明白であるとして、調査等が行われなかったものと認められる。

よって、診断書に記載がない審査請求人の主張である前記第4の1オ及びカについて考慮する必要性が認められず、いずれも理由がないと言うべきである。

(5) 以上のとおり、本件処分は、障害認定審査医の医学的な判断に基づき行われたものであるところ、本件対象児童について、診断書の記載から主に就学前である

ことを理由に令別表第3に定める障害の状態にないと判定した障害認定審査医の判断に不合理な点は認められず、当該判断に基づき行われた本件処分に違法又は不当な点は認められない。

また、処分庁は、規則第19条第2項に基づいて、受給資格がないと認めたことについて特別児童扶養手当額改定請求却下通知書に理由を記載して審査請求人に交付しており、手続上も違法な点は認められない。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当である。

山形県行政不服審査会

水 上 進 (会長)

加 藤 静 香

津 川 恵美子

中 沢 秀 夫